

○筑波大学大学院入学者選抜等に関する法人細則

平成17年10月27日
法人細則第35号

改正 平成17年法人細則第39号
平成23年法人細則第32号
平成28年法人細則第21号
令和 元年法人細則第18号

筑波大学大学院入学者選抜等に関する法人細則

(趣旨等)

- 第1条 この法人細則は、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第11条、第16条第1項及び第17条第1項の規定に基づき、並びに大学院学則を実施するため、筑波大学の大学院（以下「本大学院」という。）の入学者の選抜等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 大学院学則第22条に規定する編入学、転入学及び再入学の実施等については、別に法人細則で定める。

(入学の時期)

- 第2条 大学院学則第11条ただし書の規定により入学の時期を学期の始めとすることができるのは、当該学術院の学術院運営委員会が、教育上支障がないと認めたときとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、グローバル教育院に置く学位プログラム（以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。）の入学の時期については、学位プログラムごとに法人細則で定める。

(個別の入学資格審査等の手続)

- 第3条 大学院学則第12条第9号、第13条第7号及び第14条第9号に規定する個別の入学資格審査並びに大学院学則第12条第10号から第12号まで並びに第13条第8号及び第9号に規定する本大学院が行う認定は、別に定める基準により、該当する学術院（グローバル教育院の学位プログラムにあっては学位プログラム）において行うものとする。
- 2 前項の個別の入学資格審査及び本大学院が行う認定においては、別に定める期日までに、教育を担当する副学長が定める書類の提出を求めるものとする。
- 3 前2項の規定は、医学又は歯学を履修する博士課程又は専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和30年文部省告示第39

号) 第3号及び第4号の規定により本大学院が行う認定並びに大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者(平成元年文部省告示第118号)第1号及び第2号の規定により本大学院が行う認定に準用する。

(入学の出願に係る書類)

第4条 大学院学則第16条第1項の法人細則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 履歴書
- (2) 受験票・写真票
- (3) 検定料受付証明書(入学志願者が、次条の規定により検定料を国立大学法人筑波大学(以下この号及び次条において「法人」という。)が指定する金融機関(郵便局を含む。以下この号において同じ。)の口座(次条において「指定口座」という。)に納付した際に、当該金融機関から交付される証明書をいう。)又は検定料収納証明書(入学志願者が次条の規定により検定料を、法人が指定するコンビニエンスストアで納付した際に当該コンビニエンスストアから交付される証明書又は法人が指定する方法でクレジットカード決済により納付した際に発行される証明書をいう。)
- (4) 卒業(見込)証明書又は修了(見込)証明書
- (5) その他当該学術院の学術院運営委員会(グローバル教育院の学位プログラムにあっては学位プログラム教育会議)(以下「学術院運営委員会等」という。)が必要と認めるもの

(検定料の納付の方法)

第5条 大学院学則第16条第2項本文に規定する検定料は、入学志願者からの指定口座への納付、法人が指定するコンビニエンスストアでの納付又は法人が指定する方法でのクレジットカード決済による納付により、収納するものとする。

(検定料の返付)

第6条 収納した検定料は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、検定料に相当する額(第2号に掲げる場合にあつては、第二段階目の選抜に係る額に相当する額)を返付することができる。
 - (1) 前条の規定により検定料を納付した場合であつて、出願しなかったとき又は出願が受理されなかったとき。
 - (2) 二段階選抜を実施する場合であつて、第一段階目の選抜で不合格となったとき。
 - (3) その他検定料を返付すべき理由があると認められるとき。

(入学者選抜)

第7条 大学院学則第17条第1項に規定する入学者選抜は、募集人員、出願要件、出願

手続、検定料、選抜方法、選抜期日、検査場その他必要な事項を記載した募集要項に基づいて、これを行うものとする。

(入学試験実施委員会)

第8条 入学者選抜について企画調整し、その実施の管理を行わせるため、当該学術院（グローバル教育院の学位プログラムにあっては学位プログラム）に入学試験実施委員会を置く。

2 入学試験実施委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該学術院の学術院運営委員会等が別に定める。

(合格者の決定)

第9条 入学者選抜の合格者は、学術院運営委員会等の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この法人細則は、平成17年10月27日から施行する。

2 第4条から第6条までの規定は、この法人細則の施行前になされた入学の出願にも適用する。

附 則（平17.12.22法人細則39号）

この法人細則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平23.9.29法人細則32号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平28.5.26法人細則21号）

この法人細則は、平成28年5月26日から施行し、改正後の筑波大学大学院入学者選抜等に関する法人細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令元.12.26法人細則18号）

(施行期日)

1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

(筑波大学大学院の分野を横断する学位プログラムの入学者選抜に係る基本方針の廃止)

2 筑波大学大学院の分野を横断する学位プログラムの入学者選抜に係る基本方針（平成24年1月31日副学長決定）は、廃止する。